

青森県報

号外第十七号

平成三十一年
三月十三日
(水曜日)

目 次

○青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………

(農村整備課) ……一

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の各号」を削り、「当該各号」を「別表」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 かんがい排水事業
- 二 防災ダム事業
- 三 鉍毒対策事業
- 四 災害復旧事業
- 五 農業用施設災害関連事業
- 六 湛水^{たん}防除事業
- 七 農地開発事業

- 八 ため池等整備事業
- 九 草地開発事業
- 十 干拓地区内農地整備事業
- 十一 用排水施設整備事業
- 十二 排水対策特別事業
- 十三 水質保全対策事業
- 十四 基幹水利施設補修事業
- 十五 基幹水利施設管理事業
- 十六 中山間地域総合整備事業
- 十七 農村振興総合整備事業
- 十八 経営体育成基盤整備事業
- 十九 農業用河川工作物応急対策事業
- 二十 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業
- 二十一 特定農業用管水路等特別対策事業
- 二十二 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
- 二十三 農業水利施設保全合理化事業

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第六条第一項中「、第十五号及び第十七号」を「及び第十六号」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

区	分		分 担 金 の 総 額
	イ ロ以外の場 合	ロ 用水用ダム である場合	
一 かんがい排水事業	事業が用水施設に係るもの（当該事業に附帯する排水施設に係るものを含む。以下この号において同じ。）	事業が排水施設に係るもの（用水施設に係る事業に附帯する排水施設に係るものを除く。以下この号において同じ。）	事業費の百分の二十五に相当する額
二 防災ダム事業	事業が用水施設に係るもの及び排水施設に係るものを含む場合	事業費の百分の五に相当する額	事業費の百分の五に相当する額

三 鉱毒対策事業		事業費の百分の十に相当する額
四 災害復旧事業	事業が農地に係るもの	事業費から国庫補助金相当額を除いた額の百分の六十に相当する額
五 農業用施設災害関連事業	事業が農業用施設に係るもの	事業費から国庫補助金相当額を除いた額の三十五分の十に相当する額
六 湛水防除事業	イ 受益面積が三百ヘクタール以上の事業 で法第八十七条第一項の規定に基づいて 設定された土地改良事業計画に定められ た総事業費（事務費を除く。）が一億円 以上のもの	事業費の百分の五に相当する額
七 農地開発事業	ロ イ以外の事業	事業費の百分の十に相当する額
八 ため池等整備事業		事業費の百分の二十に相当する額
九 草地開発事業		事業費の百分の二十二・五に相当する額
十 干拓地区内農地整備事業		事業費の百分の三十に相当する額
十一 用排水施設整備事業		事業費の百分の十七に相当する額
十二 排水対策特別事業		事業費の百分の十五に相当する額

	<p>十三 水質保全対策事業</p>	<p>事業費の百分の十に相当する額</p>
<p>十四 基幹水利施設補修事業</p>	<p>事業が用水施設に係るもの（当該事業に附帯する排水施設に係るものを含む。以下この号において同じ。）</p>	<p>大規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール以上の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の二十五に相当する額と小規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール未満の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の二十七・五に相当する額の合算額</p>
	<p>事業が排水施設に係るもの（用水施設に係る事業に附帯する排水施設に係るものを除く。以下この号において同じ。）</p>	<p>大規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール以上の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の十五に相当する額と小規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール未満の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の二十七・五に相当する額の合算額</p>
	<p>事業が用水施設に係るもの及び排水施設に係るものを含む場合</p>	<p>次に掲げる額の合算額を法第八十七条第一項の規定に基づいて設定された土地改良事業計画に定められた総事業費（事務費を除く。以下この号において「総事業費」という。）で除して得た数を事業費に乗じて得た額</p> <p>イ 総事業費のうち大規模排水施設に係るものの費用の百分の二十五に相当する額と総事業費のうち小規模排水施設に係るものの費用の百分の二十七・五に相当する額の合算額</p> <p>ロ 総事業費のうち大規模排水施設に係るものの費用の百分の十五に相当する額と総事業費のうち小規模排水施設に係るものの費用の百分の二十七・五に相当する額の合算額</p>

<p>十五 基幹水利施設管理事業</p>	<p>国から補助金の交付を受けて施行する事業</p>	<p>点検整備費その他の施設の適正な管理に必要な費用で規則で定めるもの（以下この号において「点検整備費等」という。）の百分の三十に相当する額に事業費から点検整備費等の総額を除いた額を加えた額</p>
<p>十六 中山間地域総合整備事業</p>	<p>国から補助金の交付を受けずに施行する事業</p>	<p>点検整備費等の百分の五十に相当する額に事業費から点検整備費等の総額を除いた額を加えた額</p>
<p>十七 農村振興総合整備事業</p>	<p>イ ロ以外の事業</p>	<p>事業費の百分の二十五に相当する額</p>
<p>十八 経営体育成基盤整備事業</p>	<p>ロ 中山間地域等において行う事業</p>	<p>事業費の百分の二十二・五に相当する額</p>
<p>十九 農業用河川工作物応急対策事業</p>	<p>イ ロ以外の事業</p> <p>ロ 法第八十七条第一項の規定に基づいて設定された土地改良事業計画に定められた総事業費（事務費を除く。）が一億円未満の事業で中山間地域等（急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十二項に規定する急傾斜地帯をいう。以下同じ。）を除く。）において行うものを除く。）</p>	<p>事業費の百分の八に相当する額</p>
<p>二十 生物多様性対応基盤整備</p>	<p>事業費の百分の三に相当する額</p>	<p>事業費の百分の二十五に相当する額</p>

		促進パイロット事業	
		二十一 特定農業用管水路等特 別対策事業	事業費の百分の十五に相当する額
		二十二 水利施設整備事業（基 幹水利施設保全型）	事業費の百分の二十五に相当する額
二十三 農業水利施設保全合理 化事業	イ ロ以外の事業	イ ロ以外の事業	事業費の百分の二十二・五に相当する額
	ロ 中山間地域等において行う事業	ロ 土地改良法施行令第五十条第五項に規 定する農用地利用集積地域土地改良整備 計画に従って行う事業で中山間地域等に おいて行うもの	事業費の百分の二十に相当する額

備考

一 この表において「中山間地域等」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定に基づき指定された地帯、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された地域、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域及び急傾斜地帯をいう。

二 法第九十一条第六項の規定により市町村が県営事業に要する費用の一部を負担する場合の分担金の総額は、この表に定める額から当該市町村が負担する負担金の額を差し引いて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭